

2016年7月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2016年7月7日、8日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2016年7月 ASAF 会議出席メンバー (2016年7月7日、8日 ロンドン IASB) (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	Kim Bromfield
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Jee In Jang 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Chen Yu 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Rodrigo Andrade de Moraes
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2016年7月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
概念フレームワーク	150 分	
認識		3 ページ
負債		7 ページ
資本の特徴を有する金融商品		11 ページ
開示に関する取組みー重要性に関する実務記述書	75 分	14 ページ

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

議 題	時間	参照ページ
基本財務諸表－範囲	60 分	19 ページ
基本財務諸表－キャッシュ・フロー計算書	60 分	23 ページ
2015 年アジェンダ協議	120 分	26 ページ
のれん及び減損の定量的調査	90 分	33 ページ
IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂	60 分	37 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF の議題	15 分	－

今後の日程(予定)

2016 年：9 月 29 日及び 30 日、12 月 8 日及び 9 日

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、IFRS 対応方針協議会、ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

II. 概念フレームワーク（認識）

議題の概要

3. 本セッションの目的は、将来の流入又は流出の蓋然性が低い資産及び負債の認識の概念に関する改善案について ASAF メンバーの見解を得ることとされている。
4. 公開草案では、現行の認識規準¹に代わって、次の提案をしている。すなわち、資産及び負債の認識（及び、それに関連する収益、費用、又は、持分変動）を認識するのは、そのような認識が財務諸表利用者に以下を提供する場合であるとしている。
 - (1) 資産又は負債、及び、収益、費用又は持分変動に関する目的適合性のある情報
 - (2) 資産又は負債、及び、収益、費用又は持分変動の忠実な表現
 - (3) 情報を提供するコストを上回る便益をもたらす情報
5. 前項の(1)に関連して、公開草案では、認識が目的適合性のある情報を提供しない可能性のある状況として、以下の例が示されている。
 - (1) 資産が存在するか、のれんから区別可能か、負債が存在するか、が不確実である。
 - (2) 経済的便益の流入又は流出が生じる蓋然性が低いものでしかない。
 - (3) 資産又は負債の測定が可能であっても測定の不確実性が非常に高いため、結果の情報に目的適合性が乏しく、他の目的適合性のある測定が得られない。
6. 2016年7月のIASBボード会議において、公開草案で提案された認識の概念に対するフィードバックについて議論される予定であり、公開草案で提案された認識の全体的なアプローチ（本資料第4項参照）に反対する見解、特に、すべての資産及び負債に対して蓋然性要件を維持すべきとする見解についても検討する予定とされている。
7. 一方で、公開草案で提案された全体的なアプローチについて、概ね支持を得たため、根本的な変更を行わない公開草案の提案の改善を選択肢としてIASB理事に提示する予定としている。今回のASAF会議では、2016年7月のIASBボード会議に向けて、ASAFメンバーの見解を得るために、IASBスタッフの改善案が示された。

¹ 現行の概念フレームワークでの認識要件は次のとおりである。

- (1) 認識すべき項目が資産又は負債の定義を満たしている、かつ、
- (2) 当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高い、かつ、
- (3) 当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

8. IASB スタッフの改善案は、公開草案 5.13 項 (b) を支える概念である公開草案 5.17-5.19 項を、次の目的の観点から改善することである。

(1) 特定の資産又は負債を認識すべきか否かを決定するにあたり、IASB が、流入又は流出の蓋然性が低い資産及び負債の認識が有用な情報を提供しない理由を考慮するようにすること。

IASB スタッフは、将来の流入又は流出の蓋然性が低い資産及び負債の認識が有用な情報を提供しない可能性がある理由として、次の 3 つの理由を識別しており、これらを概念フレームワークに反映することが考えられるとしている。

- ① 将来の流入又は流出の蓋然性が低い資産及び負債に関して、最も目的適合性のある情報は、その流入、流出の金額、時期、蓋然性に関する情報という場合が多く、このような情報は、典型的には説明的開示により伝達される。資産又は負債を認識するか否かを決定する場合、当該資産又は負債の認識によって開示で提供される情報を超える追加的で目的適合性のある情報を提供するか否かを考慮する必要がある。
- ② 認識が追加的で目的適合性のある情報を提供するか否かは、資産又は負債の性質に依存する可能性がある。この点について、ASBJ の提案を参照している (ASBJ ショート・ペーパー No. 2 「概念フレームワークにおける認識の要件」(2015 年 12 月開催 ASAF 会議アジェンダ・ペーパー 3))。
- ③ 将来の流入又は流出の蓋然性の低さは、測定の不確実性に寄与するため、目的適合性と忠実な表現の両方の評価において考慮する必要がある可能性がある。将来の流入又は流出の蓋然性の低さが測定の不確実性に寄与するのは、蓋然性が低い場合にその発生頻度を見積ることが困難な可能性があるため、また、発生する金額が大きい場合、蓋然性を見積りの僅かな変動が測定に強く影響を及ぼす可能性があるためである。

(2) 資産又は負債の認識の概念を均衡させて、認識する、しないのいずれかを優先するような記述をしない。

- ① 公開草案 5.18 項及び 5.19 項の記述を見直し、認識が目的適合性のある情報を提供しない可能性のある状況の議論と同じ程度に、認識が目的適合性のある情報を提供する可能性のある状況の議論を行う。
- ② 将来の流入又は流出の蓋然性が「低い」資産及び負債を認識しない可能性を議論し、「非常に低い」場合に限定しない。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

9. 前項の IASB スタッフの提案を踏まえ、次の事項に関する ASAF メンバーの見解が求められ、議論がなされた。

(1) 本資料第 8 項(1)及び(2)で提案される改善に同意するか。

(2) 将来の（経済的便益の）流入又は流出の蓋然性が低い資産又は負債を認識する概念について、その他のコメント又は提案はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

10. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 2015 年 12 月の ASAF 会議に提示した ASBJ ショート・ペーパーの提案を考慮したことに感謝するが、我々は、引き続き、現行の概念フレームワークの認識規準が、公開草案の提案よりも優れていると考えており、IASB が蓋然性規準の維持を検討しなかったことに失望している。我々は、一定の蓋然性の程度を超えた場合にのみ項目を認識すべきであると考えている。
- (2) しかし、IASB の提案では、蓋然性が低い場合は認識しないとされており、蓋然性が高くないが低くない場合において相違が生じると考えている。我々は、認識される項目が著しく増加することを懸念しており、IASB が公開草案の 5.13 項(b)を再検討することを提案する。

11. ASBJ からの発言に対して参加者から特段発言はなされなかった。ASBJ 以外の他の ASAF メンバーは、IASB スタッフの提案を概ね支持する意見を示した。

参加者のその他の発言

12. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 当該提案を概ね支持する。しかし、個々の会計基準の開発において、当該提案が IASB 理事の判断や文案作成に本当に役立つと考えているのか IASB 理事に確認したい。仮に役立たないと考えているのであれば、もう少し改善する余地があるのかもしれない。
- (2) 当該提案を概ね支持する。しかし、認識規準としての忠実の表現について、項目の特性を踏まえて、原価なり公正価値（確率加重平均の金額）なりで測定すると決めたのであれば、それを忠実な表現でないと言うことは奇妙に思われる。また、当該

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

提案の 5.18 項では「経済的便益の流入又は流出の蓋然性が低い場合、最も目的適合性のある情報は、資産又は負債に関する情報を財務諸表注記で提供されるかもしれない」として開示を求めているが、蓋然性が低い場合には認識の目的適合性が低いかもしれないとしているのに、それと同様のコストがかかる開示を求めることに疑問がある。

- (3) 当該提案の方向性は概ね問題ないとする。しかし、概念フレームワークにおいて、蓋然性が低いが、キャッシュ・フローが生じた場合に影響の大きい事象は、認識することによってより目的適合的な情報を提供する可能性があることを記載すべきではないか。
- (4) 当該提案は、公開草案の提案から改善されたと考える。しかし、以前の ASAF 会議で示されたように蓋然性の解釈が各法域によって異なるため、「蓋然性が低い」という用語が何を意味するのかについて、概念フレームワークにおいて明確にする必要があると考える。また、当該提案の 5.19 項(b)において、「資産又は負債が交換取引以外の事象から生じる場合、その資産又は負債は原価を有しない可能性がある」と示されているが、配当や拠出が生じる場合の対応が明確ではないと考える。
- (5) 当該提案の方向性を支持する。しかし、認識をきっかけにより多くの開示が行われているため、ある項目を財務諸表で認識する場合、ある項目を認識せずに財務諸表注記で開示する場合に比べ、より多くの開示が必要になることに留意する必要がある。また、目的適合性に影響を及ぼす要因として、特徴の類似する項目が多数あるかどうかという会計単位の観点もあるのではないかと考える。

III. 概念フレームワーク（負債）

議題の概要

13. IASB は、2015 年 5 月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「公開草案」という。）を公表し、コメント期間は 2015 年 11 月に終了している。現在、IASB は、寄せられたコメントを踏まえ、公開草案の提案に修正が必要かどうかについて審議を行っている。
14. 本セッションの目的は、負債の定義を支える概念について、公開草案の提案を抜本的に変更するのではなく洗練させる修正提案について ASAF メンバーの見解を得ることとされている。
15. 公開草案の 4.24-4.39 項で、負債の定義を支える概念を提案しており、主な提案の 1 つは下記の「現在の義務」の用語の説明である。

4.31 企業は、次の両方に該当する場合には、経済的資源を移転する現在の義務を有している。

- (a) 企業が移転を回避する実際上の能力を有していない。
- (b) 義務が過去の事象から生じている。すなわち、企業は自らの義務の範囲を設定する経済的便益の受取り又は活動を行った。

16. IASB スタッフは、寄せられたコメント及び IASB ボード会議の暫定決定を踏まえ、次の 2 つの目的に焦点を当てて前項の説明の修正を提案している。
 - (1) 公開草案の提案が企業の将来の移転を回避する実際上の能力に焦点を当てているため、営業の継続にとって不可避の将来の資源の流出が義務に含まれると誤解される懸念があった。このため、現在の請求権と将来発生する請求権を区別するため、現在の請求権が他者から企業に対するものでなければならないことを明確にする。
 - (2) 資本の特徴を有する金融商品の分類に関するリサーチの将来の意思決定の結果が概念フレームワークの再検討を促す可能性があることを踏まえて、このリサーチにより重大な修正を行う可能性のある新たな概念については、現時点で「概念フレームワーク」に追加しないようにする。
17. 前項の目的のため、主に、3 つの修正が提案されている。
 - (1) 負債に必須の特性の識別

公開草案 4.31 項で提案される現在の義務の説明（「移転を回避する実際上の能

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

力がない」「義務は過去の事象から生じる」) を、負債の識別にあたり存在すべき 3 つの特性に置き換えることを提案している。また、前項(1)を踏まえて、他者が企業に対する現在の請求権を有していることを特性の 1 つとしている。

(2) 分類に対してのみ適用される概念の削除

請求権を負債と資本のいずれに分類するか、の問題に対してのみ適用される概念を削除することを提案している。例えば、次の削除を提案している。

- ① 企業自身の持分請求権を他者に移転する義務は、経済的資源を移転する義務ではない。(公開草案 4.30 項)
- ② 企業が継続企業的前提下で財務諸表を作成している場合、当該企業の清算時又は営業停止時にしか要求されない移転を回避する実際上の能力を有している。(公開草案 4.33 項(b))

(3) 「回避する実際上の能力がない」の意味について断定的な表現を弱める。

18. 上記の IASB スタッフの提案を踏まえ、次の事項に関する ASAF メンバーの見解が求められ、議論がなされた。

- (1) 負債の定義を支える概念において、企業に対する現在の請求権が他者に向けたものであることの必要性を示すべきと考えるか。
- (2) 金融商品の分類のリリースに関する将来の意思決定の結果、重大な修正を行う可能性のある新たな概念について、「概念フレームワーク」に追加しないとする修正提案に同意するか。
- (3) スタッフ・ペーパーの付録にある修正案に関してコメントはあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

19. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 我々は、現在の請求権が他者から企業に対するものであることを追加する提案が、負債の定義を支える概念の改善につながるとは考えない。このような修正は軽微と云えず、IASB はこの修正から意図せざる帰結が生じないかを確かめる必要がある。多くの回答者は、公開草案の提案を支持しており、修正による帰結を知り得ないのであれば、IASB がこの段階で公開草案の提案を修正すべきではないと考える。
- (2) 我々は、現在、公開草案で提案されるガイダンスは有用であると考え、現時点

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

で削除するのではなく、新しいガイダンスに置き換える必要が生じたときに置換えを行うべきであると考えます。このため、我々は、現時点で 4.30 項及び 4.33 項(b)を削除することに反対する。

20. ASBJ からの発言に対して参加者から特段発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

21. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(本資料第 18 項(1)の質問に対する発言)

- (1) 負債の定義には、「義務」や「請求権」といった法律上の用語が用いられているが、会計上の意味との違いが明確ではない。「他者」の存在を明示することで、他者が権利を有するかという法律上の観点に踏み込むことになり、負債の発生時点の判断がより法律上の意味に左右される（ディスカッション・ペーパーにおける見解 1 に近くなる）恐れがあるのではないかと懸念する。
- (2) 製品保証引当金のようないわゆる待機義務や権利が未確定の年金給付のように、他者が特定されていない負債の例を考えると、「現在の請求権」が他者に向けたものであることを示すことが有益かどうか疑問である。
- (3) 「現在の請求権」を議論することによって、どのような問題を解決しようとしているのか明確ではないと考える。すでに公開草案において、将来のコストは現在の義務ではないことが示されているのではないかと懸念する。
- (4) 負債が「企業に対する現在の請求権」であるとの提案を支持する。「移転を回避する実際上の能力を有していない」に焦点を当てることにより、負債が広範に捉えられ過ぎる可能性がある。ただし、他者が権利を有するかどうか議論のポイントであり、「請求権」という用語に縛られる必要はないと考える。
- (5) 負債の説明に「他者」を含めたのは、経済的資源を移転する現在の義務があれば、義務の相手がいることを明確化するためであった。例えば、議論に出てきた製品保証引当金の例については、製品を売却した相手先が「他者」である。(IASB スタッフ)

(本資料第 18 項(2)の質問に対する発言)

- (6) ほとんどの AOSSG メンバーが、当該提案を支持した。ある AOSSG メンバーから、公開草案 4.32 項は、著しい経済的便益の流出の蓋然性に関する説明であるため、負債

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

の定義ではなく、負債の認識において記述すべきであるという意見が示された。

- (7) 公開草案 4.30 項の記述を維持することを支持する。また今後、この記述に立ち戻って、概念フレームワークにおいて、企業自身の株式が企業の経済的資源に該当するか否か、またそれによって、企業自身の株式が負債に該当するか否かを明らかにすべきであると考ええる。
- (8) 我々は、公開草案 4.30 項に関連する現行基準の問題を認識しており、これに係る不確実性を拡大させないために、当該項を削除する提案を支持する。

(本資料第 18 項 (3) の質問に対する発言)

- (9) 「現在の請求権」を生み出した「過去の事象」については広範に捉えられる可能性があることから、将来のコストについて生じる義務が負債に認識される可能性があることを懸念している。
- (10) 「必須の特性」として説明されているのは、負債というよりも、負債と資本の両方を含む「請求権」の説明ではないか。
- (11) 負債の「必須の特性」として明示される「潜在能力 (potential)」という用語について、これが負債の定義に閾値を設けることになることを懸念する。
- (12) 負債の「必須の特性」として「潜在能力 (potential)」という用語を明示したのは、資産と対称的に負債を説明するためであり、閾値を設けるためではない。(IASB スタッフ)

IV. 概念フレームワーク（資本の特徴を有する金融商品）

議題の概要

22. 本セッションの目的は、企業に対する請求権（企業が発行する社債や株式など）を負債又は資本に分類する際に、「経済的強制」を考慮すべき状況について ASAF メンバーの見解を得ることとされている。
23. 請求権の中には、複数の代替決済の方法が法的に強制されず、その選択を企業の裁量に委ねている場合がある。その場合、企業が持つ権利の仕組みやその他の事実、状況に応じて、その請求権について特定の決済方法（例えば、負債に分類されるような決済方法である現金による決済）を選択することが他の選択に比べて経済的に有利であることから、その選択を採ることに経済的な誘因が働く場合がある。その誘因の大きさによっては、企業がある選択を強く促される場合があり、スタッフ・ペーパーではこれを「経済的強制（economic compulsion）」と呼んでいる²。
24. 公開草案に対して、銀行及び銀行を代表する組織からは、将来、概念フレームワークに基づいて、経済的強制を考慮する要求事項が会計基準に設けられる可能性を懸念するコメントが寄せられた。このフィードバックを踏まえて、スタッフ・ペーパーでは、IASB スタッフの見解を設けずに、ASAF メンバーに対して、今後の概念フレームワークの開発の観点で、経済的強制を考慮すべきか、考慮する場合にどのような状況で考慮すべきかが質問されている。
25. IASB スタッフは、企業が株式転換の権利を有するリバース転換社債（reverse convertible bond）に関するケース・スタディーを提示して、今後の概念フレームワークの開発の観点で、経済的強制を考慮すべきか、考慮する場合にどのような状況で考慮すべきかについて ASAF メンバーに質問している。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

26. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 我々は、経済的強制は、企業が将来の現在の便益の移転を回避する実際上の能力を減

² 「経済的強制」について、IASB ボード会議のアジェンダ・ペーパーにおいて次のような同様の説明が見られる（2013年3月IASBボード会議 Agenda Paper 5C, para. 1）。

「企業が特定の行動を選択することが、それと代替的な行動よりも経済的に有利又は不利益が少ないため、その特定の行動を採ることが明確な場合がある。その状況では、企業が経済的な観点で当該行動を強制されるとみなすことが可能である。こうした状況の本ペーパーでは経済的強制と呼ぶこととする。」

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

少させる要因となるかもしれないという見解を支持する。このため、企業が現在の義務を負うかどうかを評価する際に、経済的強制を考慮する必要があるであろう。

- (2) 経済的強制を考慮することによって、重大な事業上の混乱を生じたり、移転そのものよりも著しく不利な経済的帰結を生じたりするような、ハードルが高く企業が選択する可能性の低い代替案を効果的に削除することになる。

27. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) ASBJ の発言と同様に、経済的強制はハードルが高いものであると考えており、経済的強制が生じる以前に、どの程度の経済的インセンティブが存在するかが問題であると考えている。

参加者のその他の発言

28. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) IAS 第 32 号では、当初認識時の負債と資本の分類を事後的に見直すことを要求していないが、経済的な影響を忠実に表現するためには、見直ししないと的前提に立つべきではない。また、経済的強制の考慮について IAS 第 32 号には欠陥があると考えており、ASAF メンバーに提示された質問に対して IAS 第 32 号に基づいて回答できるとしても、その回答には大きな疑問がある。
- (2) 理論的な観点からは、現金決済と資本決済のいずれの選択肢が現時点で経済的に有利かを負債と資本の分類に反映すべきと考える。当初認識時の分類は固定的ではなく、各時点の状況を反映するため、以後の期間において再検討が必要になると考える。
- (3) 経済的強制を考慮する現実的な方法として、現金決済と株式決済の選択肢がある金融商品について、転換社債のように、負債とオプションに区分する方法が考えられるのではないかと。
- (4) 「移転を回避する能力」と「経済的強制」は異なる概念であり、負債の定義においては、両方の概念を維持すべきであると考えている。また、各時点の状況を反映するため、負債と資本の分類を継続的に評価すべきであると考えている。
- (5) AOSSG メンバーの見解は分かれたが、ある AOSSG メンバーから、経済的強制を考慮す

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

べきであるが、その考慮は、将来の経済状況と将来の経済的帰結の両方を判断する難しいものであり、限定的であるべきとの見解が示された。

- (6) IASB スタッフが概念フレームワークにおいてこの問題を解決する取組みを進めることについて、複雑性が増すことに懸念がある。また、当該問題を概念フレームワークで解決することは困難であり、現実的な方法を模索した方が良いのではないかと考える。例えば、米国会計基準のようにメザニン金融商品に言及することが考えられる。
- (7) 経済的強制を考慮する場合、現時点において期待される結果を反映する方法と「移転を回避する実際上の能力がない」のように極端な状況を想定する方法の 2 つが考えられるが、個人的には、後者について、常に経済的に不利な状態となる場合の分類を忠実に表現しないと考えるため、支持しない。(IASB 理事)

V. 開示に関する取組み－重要性に関する実務記述書

議題の概要

29. IASB は、2015 年 10 月に公開草案「IFRS 実務記述書 財務諸表への重要性の適用」（以下「実務記述書」という。）を公表した。今回の ASAF 会議では、本公開草案に寄せられたフィードバックから生じた次の論点について、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) 主要な利用者、主要な利用者の情報ニーズ及び期待の識別について
- (2) 財務報告書の作成に際して重要性の判断を行うための「4 ステップ・アプローチ」のドラフトについて

30. 主要な利用者、主要な利用者の情報ニーズ及び期待の識別について、IASB スタッフは、財務報告に含める重要な情報を識別するための 2 つの構成要素（2 構成要素アプローチ）を提案することを検討している。

- (1) 構成要素 1：主要な利用者の共通した情報ニーズ

IFRS の基準書が財務報告書に含めるものとして識別しているものから構成され、主に定量的な観点から重要でないとして識別されたものについては除外される。

- (2) 構成要素 2：主要な利用者の追加的な情報ニーズ

主要な利用者のすべて（又は重要な一部）の追加的な情報ニーズを満たすために財務報告書に含められる追加情報であり、定量的及び定性的な評価に基づき識別される。

31. 上記の 2 構成要素アプローチに関する説明も踏まえ、次の事項に関する ASAF メンバーの見解が求められ、議論がなされた。

- (1) 2 構成要素アプローチは有用と考えるか。構成要素 1 については、概ね定量的な評価になると考えるか。
- (2) 実務記述書に、重要な利用者の一部としての潜在的な投資者を考慮するために必要なガイダンスを含めることに関する助言はあるか。
- (3) 重要な情報を識別するにあたり、利用者を集合体として識別することは有用と考えるか。実務記述書のガイダンスが、利用者の重要な一部と彼らの集合体としての追加的な情報ニーズのみに焦点を当てることについてどう思うか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(4) 利用者の重要な一部をどのように識別すべきかについて助言はあるか。

(5) 主要な利用者の「期待」という用語を、概念フレームワークにおいて使用される方法と厳密に合わせる場合を除き使用しないとする制限について同意するか。

32. IASB スタッフは、財務報告書の作成に際して重要性の判断を適用する際に考慮すべきプロセスとして「4 ステップ・アプローチ」を開発し、実務記述書に盛り込むことを提案している。

(1) ステップ 1：主要な利用者の情報ニーズの識別

主要な利用者とその情報ニーズを識別する。

(2) ステップ 2：重要性の判断の実施

企業の財務業績及び財政状態に関する情報の特定の項目が財務報告書全体の文脈で重要かどうかを評価する。この評価にあたり、企業が活動する広範な状況/環境が企業の財務業績及び財政状態に及ぼす影響を考慮する。

(3) ステップ 3：情報の体系化

財務報告書における重要な情報を体系化する。当該情報の体系化は、例えば、情報を提供する場所の決定（基本財務諸表の本表に区分して、又は財務報告書の注記にて）を含む。

(4) ステップ 4：財務報告書のドラフトの見直し

すべての重要な情報が財務報告書に含まれているかどうか並びに財務報告書が企業の財務業績及び財政状態に関するバランスのとれた情報を提供しているかどうかを確認するために、経営者の企業に関する包括的な知識と経験に基づいて、財務報告書のドラフト全体を見直す。この見直しには、ステップ 2 で個別には重要ではないと評価された情報の累積での重要性の検討も含まれる。

33. 上記の 4 ステップ・アプローチに関する説明も踏まえ、次の事項に関する ASAF メンバーの見解が求められ、議論がなされた。

(1) 4 ステップ・アプローチは経営者が財務報告書に含める重要な情報を識別するのに役立つか。

① 更にガイダンスが必要なのはどこか、また、ガイダンスに何を記載すべきか。

② ガイダンスの適用により重要な情報が適切に識別されるか。そう思わない場

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

合、どこを変更すべきか、また、それは何故か。

(2) 4 ステップ・アプローチは、経営者が財務報告書から除く重要ではない情報を識別するのに役立つか。

① そう思わない場合、情報が重要ではなく、したがって、財務報告書から除外されるべきかどうかの識別に必要ななどのような追加のガイダンスが必要か。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

34. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(1) 実務記述書の公開草案は財務諸表への重要性の文脈で書かれていたが、アジェンダ・ペーパーでは財務報告書という用語が使用されている。これは、プロジェクトの範囲の拡大を意味しているのか確認したい。

35. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(1) プロジェクトの範囲を財務報告書に広げるか、財務諸表に留めるかについては、IASB に特に議論を求める予定の項目である。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

36. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 構成要素 2 及び 4 ステップ・アプローチのステップ 4 は、開示が要求される範囲をかなり広範囲に広げてしまうのではないか。例えば、投資家が有用と考える場合には将来の収益予測や従業員に対する報酬の内訳なども開示が必要となり、開示要求の境界線が問題となる。

(2) 財務報告書の要求事項の範囲内とすることを加えるのはどうか。(IASB Hoogervorst 議長)

(3) 概念フレームワークでは、財務諸表に含めるべき情報の境界線として、存在する資産、負債、収益及び費用に関する情報を想定しており、将来の収益予測のような将来の項目は範囲から外れるとも考えられる。(IASB スタッフ)

(4) 構成要素 2 より、利用者の情報ニーズに応じて IFRS の開示要求を超えたより広範囲な開示が要求されることを懸念している。本プロジェクトは一般目的の財務諸表に

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

焦点を当てたものであり、IFRS の既存の開示要求を考慮すべきである。

- (5) 構成要素 2 についての境界線は必要であるが、IAS 第 1 号の既存の要求事項にも既に含まれている考え方ではある。
- (6) 構成要素 1 について定量的な観点のみを考慮すべきでなく、定性的な観点とあわせて評価すべきである。
- (7) 金額的な価値は低い而定性的な観点から重要な情報が除外されることは望んでいないが、ガイダンスとして実務的で有用なものとなることを意図している。(IASB スタッフ)
- (8) 開示の重要性は難しい論点ではあるが、より実務的なガイダンスとなることを望んでいる。不自然なまでに詳細なレベルのものとならないように留意すべきである。IFRS の基準書で要求されている開示を出発点とすべきではあるが、そのような開示要求自体が目的を基礎としたものになりつつあることにも着目すべきである。
- (9) 構成要素 1 について、考慮対象とする主要な利用者には現在の利用者だけでなく潜在的な利用者が含まれるのか、また潜在的な利用者には投資者だけでなく、潜在的な融資者や債権者も含まれるのか。
- (10) 現時点では現在の又は潜在的な利用者は、投資家のみに関連するものではなく融資者や債権者にも関連すると考えている。(IASB スタッフ)
- (11) 小規模な企業の中には、重要性を每期判断する負担を回避して、開示項目を変更せずに継続する実態があり、このような実態も考慮すべき。
- (12) 分類を区別する 2 構成要素アプローチの導入には慎重になるべきで、より客観的なアプローチとすべき。
- (13) 構成要素 2 について、「重要な利用者の一部」や「利用者の集合体」といった新たな用語は必ずしも明確でない。概念フレームワークと異なるべきではない。
- (14) プロジェクトの範囲は重要な論点であり、財務報告書の定義が必要である。
- (15) 一部の利用者のニーズと利用者の共通したニーズは異なることに留意すべきである。慎重な規制当局が金融危機などの状況において追加的な開示を望み、開示要求が増え、監査対象にもなるという例もある。
- (16) 「主要な」「重要な」などの用語を区別すると、逆に混乱を生じることもあり得る。米国の法律上使用されている用語には、合理的な利用者（投資家）というものもある。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

る。

- (17) 「主要な利用者」の識別も既に複雑であり、さらにその集合体という概念を加えることは危険と考える。
- (18) 「期待」という用語の使用方法の提案に賛成する。
- (19) 4ステップ・アプローチについて、プロセスよりも「どのように判断するか」の方が有用なのではないか。モデルの適用の具体例を示してはどうか。
- (20) 2構成要素アプローチで示された構成要素1及び構成要素2は、4ステップ・アプローチのステップ1とステップ2に該当するのか。
- (21) 2つのアプローチをまとめることも考えている。(IASB スタッフ)
- (22) 実務的にはステップ1は、主要な利用者の情報ニーズより IFRS 基準書や法律上の要求事項を把握している。また、ステップ2で重要性を判断した後は、ステップ3として当期に起こったことと過年度との比較に着目している。
- (23) 実務的には、各社の状況に応じた判断プロセスが既にあり、必ずしも4ステップ・アプローチが有用でないこともあるが、既に確立された判断の適用に役立つことは考えられる。
- (24) EFRAGは5ステップ・アプローチを提案しており、そのうち4つが取り込まれており支持する。
- (25) 4ステップ・アプローチを支持するが、より詳細なガイダンスや設例を求める。

VI. 基本財務諸表一範囲

議題の概要

37. 基本財務諸表プロジェクトについては、利害関係者から聞かれた意見を参考にプロジェクトの範囲を IASB では議論している。今回の ASAF 会議では、次項に記載の当該プロジェクトの範囲に関する IASB スタッフによる提案について議論が行われた。

38. IASB スタッフによる提案は次のとおりである。

(1) 2015年アジェンダ協議に関する意見募集に対する回答者からの多くの声を反映すべく、このプロジェクトにおける最初のリサーチ作業は、財務業績の報告に焦点を当てるべきである。

(2) 当該リサーチは、定義された小計としての営業利益を含める要求事項の要否及び代替的業績指標の使用を含む、財務業績計算書の構造と内容に焦点を当てるべきである。これは、利用者に有用な情報を提供するための財務業績計算書の改善に対する要望及び代替的業績指標又は非 IFRS 情報の使用の増加に関する懸念が聞かれたことによるものである。

(3) 業績の単一の尺度の定義又は純損益とその他の包括利益の区別の記述に関するリサーチに着手しない。理由は次のとおりである。

① 長年にわたり、IASB は、企業の財務業績を如何に描写するかに関する様々な提案をしてきたが、それらの提案は広範な支持を得られなかった。

② 単一の業績の尺度の定義よりも財務業績計算書の構造と内容に焦点を当てる方が、財務業績は多面的な概念であり、収益及び費用の種類の一面的な区分は意味がないか有益ではないという IASB の一貫した主張と整合的である。

③ 概念フレームワーク・プロジェクトにおいて、その他の包括利益の使用とリサイクリングに関してハイレベルのガイダンスしか開発できなかったし、財務業績計算書の構造と内容を改善することにより、その他の包括利益を用いる必要性が減るかもしれない。

(4) 財政状態計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、これらの計算書の現行の構造と内容に問題があるかどうかを識別するため、これらの計算書の変更に
関する要望の有無のリサーチに着手する。当該リサーチは、英国財務報告評議会のスタッフが作成しているキャッシュ・フロー計算書に関するディスカッション

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ン・ペーパーに対するフィードバックを含む。

- (5) 資本の特徴を有する金融商品プロジェクトにおいて、請求権の変動の最善の表示方法を検討しているため、現段階では、基本財務諸表プロジェクトの一環として、持分変動計算書の変更に関するリサーチに着手しない。
- (6) デジタル報告の使用は、基本財務諸表の構造と内容に影響を与える可能性が高いと考えられるため、その影響を決定するためのリサーチに着手する。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

39. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 純損益及びその他の包括利益を概念フレームワーク・プロジェクトで定義しないのであれば、基本財務諸表プロジェクトで定義すべきである。
- (2) 代替的業績指標を定義する前に企業の業績に関する情報の主要な源泉である純損益を定義すべきである。
- (3) 営業利益や EBIT などの財務業績計算書における小計や非 GAAP 指標を議論することは有用と考えるが、財務業績計算書の表示を改善することにより、収益及び費用をその他の包括利益で報告する必要性が減る可能性があるとしていることには反対である。

40. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) このプロジェクトは、概念フレームワーク・プロジェクトに強く関連しており、とりわけ、純損益とその他の包括利益を定義すべきという業績報告の問題に関する ASBJ のコメントに同意する。
- (2) その他の包括利益は、現在、業績報告において非常に曖昧な要素になっているので、その他の包括利益に対処すべきという見解を支持したい。
- (3) IASB スタッフが作成した資料が示しているように、IFRS は、財務業績計算書に関連して、売上、純損益及びこれらの間のいくつかの項目を会計基準レベルで定義しているが、そのように定義している項目は多くない。会計基準レベルの純損益の定義は概念上の美しい定義ではないかもしれないが、財務業績計算書において定義している数少ない項目の一つである。(IASB Hoogervorst 議長)

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

参加者のその他の発言

41. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) このプロジェクトが財務業績計算書の構造の一貫性の欠如を取り扱うことを明確に支持する。小計については、EBIT のようなものに目を向けることは確かに価値があると思う。しかし、EBIT や EBITDA の定義はできるかもしれないが、営業利益のようなものは、ずっと難しい。
- (2) 代替的業績指標は、業種又は事業によって、全く異なるので、それを定義し標準化するのとは不可能だと思う。
- (3) 米国でも同様の取組みを始め、業績報告にまず焦点を当てることにした。営業を如何に定義するかについては、同様の問題を有している。特に、今日、異なる使われ方がされているので、自分の使い方と異なる定義がされると、直ぐに非 GAAP 指標の使用が増加するということになる。
- (4) 純損益及びその他の包括利益計算書における首尾一貫性の欠落に対処するために何かをすべきであるという共通理解があるが、何をどの程度すべきかについては様々な見解がある。何が営業利益や EBIT を構成すべきかに関する原則又はガイダンスを IASB は開発すべきという意見もあれば、一部の小計が定義されるのは有益だという意見もある。少なくとも営業利益をハイレベルで定義し、それを如何に計算し、如何に表示すべきかに関するガイダンスを提供する必要がある。
- (5) 情報に関して十分な開示がされていれば、そこにある情報を利用者は望むように使うことができるので、企業がどんな小計を用いるかは問題ではないのではないかと。利用者は、本当に、小計の定義を望んでいるのか。
- (6) ある指標によると 60 億ドルの損失が別の指標によると 60 億ドルの利益となる信じ難い事例があった。非常に幅広い非 GAAP 指標があることは全く受け入れ難い。また、毎年減損損失を計上したり、リストラクチャリングをしたりしている大企業が、それらの費用を営業利益から外し、異常項目として表示していることも全く受け入れ難い。(IASB Hoogervorst 議長)
- (7) 営業利益は財務コスト及び税金以外のすべてとするのが唯一の選択肢だと思う。そうしないと、リストラクチャリングは営業の一部なのか、減損は営業の一部なのかといった終わりのない議論に入り込んでしまう。
- (8) 代替的業績指標を定義しても、定義したものに調整を加えたものが出てくるので、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

代替業績指標を定義することは有益ではない。

- (9) 利用者諮問委員会（UAC）は、この取り組みを大変支持している。基準による売上総利益や税引前利益といった基本的な項目の定義は首尾一貫性をもたらすので歓迎する。
- (10) 規制当局の観点から、個人的には財務諸表の構造は統一されている方が良いと思う。資本市場において幾つかの業績指標は規制当局によって要求されているので、おそらく我々は、基準設定主体として、すべての代替的業績指標ではなく、幾つかの重要な業績指標を定義するための何かをすべきである。
- (11) 企業の財政状態又は財務業績をより良く反映するために、一部の特定の表示科目については、分解することを許容すべきである。
- (12) 営業利益に多くの定義があるとしても、投資家が信頼できるように基準設定主体は基本的なガイドラインを提供すべきである。（IASB 理事）
- (13) 純損益及びその他の包括利益については、それらを定義すること自体が目標ないし目的ではない。目的は、作成者と投資家の両者のニーズを満たすより良いコミュニケーションである。単一の定義にこだわらず包括的なアプローチをとる必要がある。我々は、純損益やその他の包括利益を定義しないと言っているのではない。時が来て、より良いコミュニケーションが達成されれば、自動的に業績とは一体何なのか、純損益とは一体何なのかを我々は知ることができる。こういったアプローチを我々は取りたいのだ。（IASB 理事）

VII. 基本財務諸表—キャッシュ・フロー計算書

議題の概要

42. IASB は、開示原則プロジェクトのディスカッション・ペーパーの作成に向けた議論に着手しており、この中には、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項の見直しが含まれている。今回の ASAF 会議では、英国の財務報告評議会（以下「FRC」という。）スタッフが作成したディスカッション・ペーパーの草案（以下「DP 案」という。）について議論が行われた。なお、キャッシュ・フロー計算書の改善に関する FRC の取組みについては、2014 年 12 月開催の ASAF 会議においても議論されており、当該議論に基づき、更なる調査・研究が進められ、今回の DP 案へとつながったものである。
43. DP 案では、次の領域に関して改善提案を行っている。
- (1) キャッシュ・フロー計算書の目的
 - (2) キャッシュ・フローの分類
 - (3) 現金同等物及び流動性の高い資源の管理
 - (4) 流動性の高い資源の定義及び開示
 - (5) 営業活動の調整
 - (6) 直接法又は間接法

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

44. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) IASB のプロジェクトの中で優先順位を高くすべきかは疑問である。キャッシュ・フロー計算書により提供される情報の改善が必要だとしても、キャッシュ・フロー計算書を単独で取り上げるべきではないと考える。
- (2) 現在各国でのキャッシュ・フロー計算書の様式は統一されており、IFRS が新しい様式のキャッシュ・フロー計算書を採用することにより比較可能性が損なわれることを懸念する。

45. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (1) 優先順位について、キャッシュ・フロー計算書の利息と配当の表示箇所は、EFRAG のユーザーパネルで改善の要求がきわめて高いものであり、修正も容易と考えられる。

参加者のその他の発言

46. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 固定資産の取得に係るキャッシュ・フローと、事業の取得に係るキャッシュ・フローの記載箇所が異なる点に関して考察を追加してはどうか。
- (2) DP 案は実務に多大な影響を及ぼすと考えられる。基本財務諸表プロジェクトの進捗も勘案する必要があり、たとえば、キャッシュ・フロー計算書のみのために営業活動を定義するのでは意味がない。
- (3) 現金及び現金同等物から現金への変更も影響が大きい。ただし、変更に同意する利害関係者の意見も聞かれた。
- (4) キャッシュ・フロー計算書の目的を流動性の評価とすることが有用であるか疑問であり、現金の変動実績に関する情報を提供するという目的を維持すべきという利害関係者の意見が聞かれた。
- (5) 流動性は将来に向けての評価だと考えられているが、キャッシュ・フロー計算書は過去のキャッシュの出入りに注目したものである。この点に関する根拠を追加してはどうか。
- (6) 2010 年のスタッフ・ペーパー及びそれに対する議論を共有することが有意義なのではないか。
- (7) 流動性の情報を提供する目的の新たな計算書をもし作成するとすれば、IFRS 第 7 号における満期に関する情報やその他の情報も含まれることも考えられる。
- (8) 営業活動から生じるキャッシュ・フローを積極的に定義するのは、興味深い考えであるが、営業損益の定義と同じくらい困難なことだと考えられる。
- (9) 営業活動から生じるキャッシュ・フローを積極的に定義するのに同意する利害関係者の意見が聞かれた。
- (10) 投資活動から生じるキャッシュ・フローについて、取得の処理は明記されているが、売却の際はどうか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (11) 「現金同等物」の代わりに「流動性の高い資源」という用語が用いられているが、この両者の関係はどうなっているのか。
- (12) 純損益と営業活動から生じるキャッシュ・フローとの調整について、また直接法と間接法の調整について注記として開示することに同意する。
- (13) DP 案では営業利益を調整の開始点としているが、営業利益は定義されておらず困難なのではないか。
- (14) オーストラリアではキャッシュ・フロー計算書の修正を求める声が多いが、困難な点が多いのも事実。
- (15) 「流動性の高い資源」という用語が用いられているが、これは短期投資とすべきではないか。
- (16) 今回多くの ASAF メンバーがしたように、今後も IASB のプロジェクトをサポートするような対話を続けていきたい。

VIII.2015 年アジェンダ協議

議題の概要

47. IASB は、2015 年 8 月に意見募集「2015 年アジェンダ協議」（以下「本協議文書」という。）を公表した（コメント期限：2015 年 12 月 31 日）。2016 年 4 月開催の ASAF 会議以降、2016 年 4 月及び 5 月の IASB ボード会議において、フィードバックが作業計画の策定に与える影響、個々のリサーチ・プロジェクトに対する詳細なフィードバック、IASB の 2017 年から 2021 年までの作業計画案について議論が行われた。
48. 2016 年 5 月の IASB ボード会議において暫定決定された、IASB の 2017 年から 2021 年までの作業計画案は次のとおりである³。

（主要プロジェクト及びその他の活動）

プロジェクト	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
主要な基準レベルのプロジェクト：					
概念フレームワーク					
保険契約					
料金規制対象活動		?	?		
その他の活動：					
適用活動					
タクソノミ*					
適用後レビュー					
中小企業向け IFRS					

- : 活動量が多い期間
 : 計画又は公表後活動の期間
 ? : 活動量が不明な期間
 * : コミュニケーションの有効性に関する取組みの一環



³ IASB が提示している作業計画案の前提は次のとおりである。

- (1) 表における行の高さは、必要な市場関係者及び IASB のリソースに関するおおよそのレベルである。
- (2) 表におけるそれぞれのプロジェクトの時期は、リサーチ・プロジェクト及び（もしあれば）その後の基準レベルのプロジェクトにリソースが必要となる時期を示すものである。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(アクティブなリサーチ・プロジェクト)

プロジェクト	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
共通支配下の企業結合					
開示に関する取組み* (開示原則を含む)					
動的リスク管理					
資本の特徴を有する金融商品*					
のれん及び減損					
基本財務諸表*					

 : 活動量が多い期間
 : リソースを使っているかプロジェクトが完了しているか予測するのが困難な期間
 * : コミュニケーションの有効性に関する取組みの一環

(リサーチ・パイプライン)⁴

- 持分法
- 採掘活動
- 排出物価格設定メカニズム
- 引当金、偶発負債及び偶発資産 (IAS 第 37 号の見直し)
- 変動対価・条件付対価

限定的な修正の開発に関する実行可能性の調査を行うもの

- 高インフレ
- 退職後給付 (資産のリターンに応じて決まる給付)
- 子会社である中小企業

49. 2016年6月のIFRS諮問会議からのフィードバックについて、IASBスタッフから口頭

⁴ リサーチ・パイプラインは、2017年から2021年の間の一定の時点において開始または再開されアクティブになるプロジェクトである。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

で次のような説明がなされた。

- (1) IASB の活動が、取引固有の基準レベルのプロジェクトから、次の 2 つのテーマに基づく活動に移行することが支持された。
 - ① より良いコミュニケーション
 - ② IFRS の首尾一貫した適用及び導入支援
- (2) 作業計画から適時に成果を上げることが重要であるという意見も示された。
- (3) IASB の活動のバランス並びにリサーチ・プログラム及び基準設定プログラムに含まれる個別のプロジェクトの選択は一般に支持されたが、どのようにリサーチ・プログラムが IASB のテクニカルな活動の不可欠な部分と位置づけられ、リサーチ・プロジェクトが基準設定プロジェクトになるのかということについて明確にすべきであるという意見が聞かれた。また、リサーチ・プロジェクトは、基準設定プロジェクトより常に優先順位が低くなるわけではなく、その適時性をモニターすべきであるという意見も聞かれた。
- (4) アクティブなリサーチ・プロジェクトの数を減らすことは支持されたが、リサーチ・パイプラインが 2021 年までの間にどのように開始されるのかを明確にすべきという意見が聞かれた。

50. また、IASB スタッフから口頭で今後の予定について、次のような説明がなされた。

- (1) 2016 年 7 月の IASB ボード会議において、作業計画の表示について議論する（作業計画の内容は変更しない予定）。
- (2) 2016 年 9 月の IASB ボード会議において、本協議文書に対するフィードバック文書に含める項目について審議し、2016 年 10 月に IFRS 財団評議員会議にてフィードバック文書案を議論し、その後の IASB ボード会議において公表の承認を行い、フィードバック文書を公表する。

51. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) IASB のさまざまな活動（適用支援、基準レベルのプロジェクト、リサーチなど）のバランス及び作業計画の戦略は適切であると考えているか。
- (2) アクティブなリサーチ・プロジェクト及びリサーチ・パイプラインの案についてコメントがあるか。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

52. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 純損益を定義することは、概念フレームワーク・プロジェクトにおける主要な目的の 1 つであると理解しており、この目的が達成されない場合には、当該プロジェクトが成功したとは言えないと考えられる。仮に概念フレームワーク・プロジェクトで検討されない場合には、基本財務諸表プロジェクトで検討されるべきである。
- (2) IAS 第 19 号「従業員給付」に対する 2011 年の修正については、論争となった大きな変更があったため、適用後レビューを行うべきである。
- (3) アジェンダ協議の間隔を 3 年から 5 年に長くしたことを支持しない。間隔を長くすることに賛同していない市場関係者も相当数いたと理解しており、仮にアジェンダ協議の間隔を 5 年とする場合には、IASB は、ASAF 会議や IFRS 諮問会議等を含む市場関係者から適時にインプットを取り込むことについて確保する必要がある。
- (4) 開発費と外貨換算のプロジェクトについては、リサーチ・パイプラインに残しておくべきである。

53. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 概念フレームワーク・プロジェクトは 2017 年に完了することが予定されているが、その他の包括利益の使用等の未解決の論点が解決されるべきであり、拙速に完了させるべきではない。
- (2) 基本財務諸表プロジェクトにおいて、その他の包括利益の使用に対応することが重要である。
- (3) 概念フレームワーク・プロジェクトにおいて純損益を定義できないことに対する懸念に関しては、基本財務諸表プロジェクトにおいて、異なる角度からの一定の対応ができるのではないかと考えられる。(IASB 理事)
- (4) 年金会計については、純粋な確定給付制度が減少し、伝統的なものではない制度が増えていることから、リサーチ活動を実施している。
- (5) アジェンダ協議の間隔を 3 年から 5 年に変える場合には、経済環境の変化に対応し

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

て作業計画の適切性を適時に見直し、修正を行うことができる十分な柔軟性を IASB は保持するべきである。

- (6) 作業計画が十分な柔軟性を有することが重要であるため、アジェンダ協議の間隔は 3 年の方が良いのではないか。
- (7) 作業計画はその時点のスナップショットであり、固定されたものではなく、IASB は、状況の変化に対応する。(IASB スタッフ)
- (8) 作業計画は固定されたものではなく、ASAF 会議や IFRS 諮問会議で柔軟な対応を行うことが考えられる。(IASB 理事)

参加者のその他の発言

54. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(全般)

- (1) リサーチ・プロジェクトの数を減らして IASB が注力することを支持するが、プロジェクトを廃止する必要はなく、各国会計基準設定主体と協働することを考えるべきではないか。
- (2) リサーチ・プロジェクトの進捗を予測することは困難であるが、アジェンダ協議の間隔は 5 年となるため、IASB は代替的なシナリオを計画しておくべきである。
- (3) FASB もアジェンダ協議を実施する予定であり、負債と資本の区分、財務諸表の表示、年金、無形資産の 4 つの項目を取り扱うことを提案する予定であるため、IASB と協働できる分野があると考えられる。
- (4) IASB は翻訳の困難さに注意を払うべきであり、基準を最終化する前に、最終段階のレビューも含めて、レビューのプロセスを拡充するべきである。
- (5) 特に非英語圏における IFRS の理解可能性及び首尾一貫した適用のために、IASB は簡単でわかりやすい英語を用いるべきである。
- (6) より良いコミュニケーションについては、その意味や役割に対するものも含め、市場関係者に対する教育活動等を充実させることを考えている。(IASB スタッフ)

(適用支援活動)

- (7) IFRS の品質を向上させ、首尾一貫した適用が行われるために、IASB が適用支援活動

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

に注力することを支持する。

- (8) 原則主義の基準における首尾一貫した適用という意味の理解についてコンセンサスが不足している可能性があり、適用支援活動により目指す方向性が不明確となっている可能性がある。
- (9) 適用後レビューは、便益がコストを上回っているかという確認をするために重要である。
- (10) 論点が幅広いことや別途リサーチ・プロジェクトを実施しているなどの理由から、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定（却下通知）が出されているが、その後の展開が不透明であるという懸念が市場関係者から寄せられているため、対応方法を再検討すべきではないか。

（開示）

- (11) 開示の質を高めるために、既存の基準における開示の要求事項の包括的なレビューを行うべきである。また、相互参照については、その対象範囲も含め、各法域における証券規制のガイダンスに留意すべきである。
- (12) 開示については、企業は規制の影響も受けるため、開示に関する取組みによる便益が失われないように留意すべきである。
- (13) コミュニケーションの有効性について、財務諸表の表示における集約又は分解を取り扱う場合には、企業のシステム改修等にも大きな影響がある可能性がある。

（動的リスク管理）

- (14) 動的リスク管理については、あまりニーズがなく、主要なプロジェクトとは考えられていない。
- (15) 銀行の関心はあるが、時間をかけて新しい会計処理を開発するより、コア要求払預金等について一般ヘッジ会計に柔軟性を与えれば良いと考えられている。

（無形資産）

- (16) 無形資産は、採掘活動やのれんを検討することとも関係があり、また将来においても企業報告の目的適合性を維持するという観点でも重要な論点であると考えられる。
- (17) 無形資産については、採掘活動プロジェクトにおけるリサーチの中で一定の検討が

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

行われる可能性があると考えられる。(IASB 理事)

(その他)

- (18) タクソノミへの取り組みは、基準設定活動との関係が不明瞭であり、フィードバック文書において明確にすべきである。
- (19) 持分法プロジェクトに関連して、企業と自らが投資している関連会社又は共同支配企業の間で資産を売却又は拠出する場合の会計処理（IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に対する修正）の状況を明確化すべきである。当該修正の発効日は削除されており、持分法のリサーチ・プロジェクトを完了するときにその発効日を検討するとされているが、持分法のリサーチ・プロジェクトは短期的には完了しないことが予定されているため、当該修正の発効日の問題を明確にすべきである。
- (20) 排出物価格設定メカニズムについては、さまざまな法域において影響があるため、アクティブなリサーチ・プロジェクトに分類すべきである。

IX. のれん及び減損の定量的調査

議題の概要

55. 2016年2月のIASBボード会議において、のれん及び減損プロジェクトについて議論が行われ、その際、のれんの事後の会計処理に関連して、のれんの残高等がどのように変化したかを含む客観的なデータを収集することが必要であるといった見解が複数の理事から示された。
56. 当委員会事務局は、IASBからの依頼を受け、EFRAG事務局と協力しつつ、のれんの残高の推移等に関する定量的なデータの分析を行い、2016年5月のIASBボード会議（5月19日）において経過報告を行った。今回のASAF会議では、当該ボード会議において聞かれた意見にも一部対応し、更新した資料に基づいて報告を行っている。
57. EFRAG及びASBJによる本報告は、調査結果を基とする意見発信ではなく、客観的なデータ収集結果について会議参加者のコメントを得ることを目的としていた。

報告に対する参加者の主な発言

58. EFRAG及びASBJの報告に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 定量的調査の結果から、確定的な結論を導き出すことは非常に難しい。調査対象期間には経済状況が深刻な時期が含まれており、平常時よりものれんの減損が起きた可能性もあるが、少なくとも、のれんが爆発的に増えているという事実はなかった。本定量的調査結果を、何らかの形で公表する予定はあるか（公表する予定である旨、EFRAGより回答があった。）。（IASB Hoogervorst 議長）
- (2) のれん/純資産の推移について、純資産の残高自体が同時期に増加しているため、割合が減少傾向であることを根拠として、のれんが減少していると結論づけることは困難である。のれんの変動を分析するためには、総資産対比での分析が適切ではないか。
- (3) のれんの減損と株価指数の比較の推移において、2011年から2012年の株価指数の増加に対して、欧州以外の地域では、2012年においてのれんの減損額が増加する結果となっている。追加の分析が必要だろうが、大企業において、過大計上となったのれんの減損により利益を平準化する傾向があると推測できるのではないか。
- (4) のれんの減損と株価指数の比較について、当時豪州の規制当局からは、豪州における減損の計上が不十分だと考えられる旨の主張がなされており、利益の平準化のた

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

めに減損が計上されていたという考えは興味深い。

- (5) Fintech (Financial + Technology) 関連でのれんの増加につながる大量の企業買収が行われた金融業界は、のれんの爆発的な増加が見込まれる業種であるため、分析対象から除くことは適切ではないと考える。調査結果が、欧州ソブリン危機を含めた 2 つの金融危機を調査対象期間に含めていることや、事業の取得が行われている可能性がある多くの非上場企業を対象から除いていることも考慮すべきであり、本調査結果により、のれんの爆発的な増加はなかったとして、今後 10 年安心できるというものではない。また、調査結果から、現行の減損テストを維持することや、償却に戻るとは示唆されていないのではないかと考える。
- (6) のれんの前年度末残に対するのれんの減損の割合の逆数が示されているが、のれんに耐用年数があることを前提としていないか。調査結果の公表にあたっては、特定の仮定に基づくものでないことや、のれんやその減損が少数の企業に集中していること等の調査対象とするデータの特性(地理的特性、適用会計基準、期間、業種等)にも留意したものとする必要があると考えられる。
- (7) のれんが爆発的に増加している証拠が示されることを期待していたように感じる。調査結果公表時においては、結論は出せないにせよ、何を目的として調査したのかを示すことは有用だと考えている。また、時価総額と簿価純資産の比較において、日本における未認識価値が少額であることについては補足説明が必要だと考える。補足説明がなければ、未認識価値が少額である原因がのれんの償却によるものと結論づけられかねず、それは望んでいる解釈ではないだろう。
- (8) 市場全体の平均を用いて分析するのではなく、特定の業種やデータについて分析すべきである。純資産の 50%を超えるのれん又は無形資産を認識した会社数について、業種別のデータや複数年度の推移を見れば興味深い結果となるのではないか。取得時に残余として算出され、取得後において中身を正確に測定することができないのれんの金額が純資産を超えているという状況は危険であると考えており、各市場全体の平均での分析では問題ないように見えるとしても、業種別に継続して観察すべきではないか。(IASB 理事)

参加者のその他の発言

59. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 財務諸表に、自己創設の無形資産やのれんが含まれていないことを問題視しており、

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

当該情報提供を充実させることが課題となると考えている。自己創設の無形資産やのれんは、その測定が論点となるが、困難なので実施しないという考えはいずれ非難されるだろう。無形資産及びのれんの金額の重要性は今後さらに増すことになるかと推測している。すべての負債と資産を認識しなければ、持分を正確に測定できず、当該結果に基づいて計算される持分に関する指標も、信頼性を持って測定できているとは言えないため、完全性の観点から自己創設の無形資産の取扱いを検討すべきではないか。現行の概念フレームワークや原則上では、自己創設の無形資産を認識することはできないが、その結果、無形資産の評価において大きな見落としが生じることを懸念している。

- (2) 財務諸表は、無形資産の詳細を見積り計算するための十分な情報を提供していると考えている。(IASB Hoogervorst 議長)
- (3) 財務諸表を有用なものとするためにも、基準設定主体として、財務諸表と時価総額のギャップについて、認識あるいは開示により対処することを検討すべきではないか。
- (4) 中国における上場会社ののれんに関する大まかな直近の計数とアウトリーチ結果を報告する。近年、中国市場における M&A は増加しており、規制当局はのれんの増加を懸念し、中国会計基準委員会に対してのれんの減損の会計処理を再検討することを求めている。我々は、IASB においてのれん及び減損をアクティブなリサーチ・プロジェクトとすることを支持し、検討の進捗を早めることにより中国の利害関係者に便益がもたらされることに期待している。

① 直近の計数について

中国の上場企業の 2015 年度末ののれん残高は約 US\$1,000 億(約 10 兆円)であり、それに対して計上されていたのれんの減損額は、約 US\$5 億(約 500 億円)という、のれんに対して 0.5%程度の非常に低い計数に留まっていた。また、2014 年度末ののれん残高は約 US\$500 億(約 5 兆円)であり、わずか 1 年でのれんの金額は倍になっている。

② アウトリーチ結果について

2016 年 6 月に規制当局や主要な会計事務所及び主要な上場企業(作成者)に対し、のれんの会計処理に関するアウトリーチを実施し(利用者は不参加)、全ての規制当局と会計事務所は、償却の再導入(償却+減損アプローチ)を支持し、作成者は皆償却に反対した。また、規制当局、主要な会計事務所及び作成者すべてより、現在ののれんの減損テストを、年次での実施ではなく、兆候がある場合に実施す

る運用に変更すべきとする提案があった。

- (5) のれんの償却について情報価値がないとする見解は利用者から聞かれることが多く、通常作成者は償却を希望する傾向にあると考えていたが、作成者が償却に反対した点は興味深い。(IASB 理事)
- (6) 現在 IASB では、特に減損テストについて、未認識ののれんにより減損計上が妨げられるという懸念に対処する効率的な減損テスト方法を検討している。次の段階として、IFRS 第 3 号の PIR で聞かれたコメントである、減損が「too little too late」である問題、及び減損テストのコストに関する問題の両方に対処する案を検討する。(IASB スタッフ)

X. IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂

議題の概要

60. 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別が困難な場合があるとして、IASB では、両者の明確な区分に資するよう IAS 第 8 号の改訂を議論している。今回の ASAF 会議では、次項に記載の IASB スタッフによる IAS 第 8 号の改訂案について議論が行われた。

61. IASB スタッフによる改訂提案は次のとおりである。

(1) 会計方針の定義を次のとおりに改訂する。

会計方針とは、企業が財務諸表を作成表示するにあたって採用する特定の原則をいう。

これは、現行の会計方針の定義は広すぎ、会計上の見積りの変更の定義と重複しているように見えるという意見が聞かれたことによるものである。

(2) 会計上の見積りの変更の定義を次のとおりに改訂する。

会計上の見積りの変更とは、資産又は負債に関する会計方針を適用する際に使用する判断又は仮定の変更を引き起こす新しい情報（又は他の新しい展開）から生じる、資産又は負債の帳簿価額の調整をいう。

これは、会計方針と会計上の見積りの変更の関係（すなわち、会計上の見積りは、会計方針を適用する際に使われる。）の説明などを目的としている。

(3) 次のガイダンスを追加する。

企業が会計上の見積りを行うに際して見積り技法又は評価技法を行使する場合には、当該技法の変更は会計上の見積りの変更である。見積り技法又は評価技法の変更は、その状況において見積もったものを同程度又はより良く表わす測定となる場合には適切である。例えば、次のいずれかの事象が生じた場合には、これに当てはまるかもしれない。

- (a) 新しい市場が出現する。
- (b) 新しい情報が利用可能となる。
- (c) これまで使用していた情報が利用できなくなる。
- (d) 見積り技法又は評価技法が向上する。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(e) 市場の状況が変化する。

この追加は、見積技法及び評価技法の変更に関するガイダンスを提供するために提案されたものであり、その内容は、評価技法の変更に関する現行の IFRS 第 13 号第 65 項及び第 66 項のガイダンスと概ね整合している。

- (4) 会計上の見積りの変更については、見積技法及び評価技法の変更の場合を除いて、会計方針の変更と同様の変更に関する敷居を設けない。ただし、見積技法及び評価技法の変更については、IFRS 第 13 号との首尾一貫性の観点から「同程度又はより良く表わす」規準を適用する（上記 (3) の追加ガイダンス参照）。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

62. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 会計方針の定義は簡素化されたが、定義でいう特定の原則が何かが分からないので、明確化が必要である。
- (2) 会計上の見積りの変更を定義する前に会計上の見積りを定義すべきである。
- (3) 会計上の見積りの変更について、資産及び負債にしか言及していないが、収益又は費用を見積ることもあるので、収益及び費用にも言及すべきである。

63. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 現行の IAS 第 8 号では、会計方針と会計上の見積りの変更は定義しているが、会計上の見積りは定義していない。会計上の見積りを定義することも考えたが、それは IAS 第 8 号の改訂の範囲外になると考え、現行のとおり会計上の見積りは定義しないことにした。（IASB スタッフ）
- (2) 会計方針の定義を単に原則となるまで他の用語を取り除いたが、それが取り除き過ぎだとしても、例示を加えることで対処しうる。

参加者のその他の発言

64. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 提案内容を伝えるために例を挙げた方が有益である。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

- (2) 会計上の見積りを変更することに敷居を設けるか否かについては、公開草案で質問する価値がある。会計上の見積りの変更を見積方法又は評価技法を必要とするものとし、しないものに分けているが、すべての会計上の見積りには、何らかの見積技法が必要である。
- (3) 会計上の見積りの変更について、技法を変更する場合に同等又はそれ以上によく表すという敷居を課すという考えと合わせて議論することは難しい。当該用語は、コストと便益の比較衡量を企業に許容しないので潜在的に問題がある。技法の変更にコストと便益の比較衡量の余地はないのか。
- (4) 改訂は、改善になるので進める価値があることに同意するが、別個の公開草案にする必要はない。
- (5) 多くのメンバーは定義の変更に賛成したが、メンバーの 1 人から定義は抽象的であり実務上のガイダンスに欠けているなどの懸念が示された。
- (6) 見積技法又は評価技法の変更に対する同等又はそれ以上によく表すという敷居の削除を IASB は検討すべきという意見がメンバーの 1 人からあった。
- (7) 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別については、その根本的な問題は、過去の会計情報を修正再表示・更新するのは、それが仮にあるとして、どういう時なのかということであり、この観点からもっと検討するのが有用である。
- (8) 情報が更新されるべきかに関する区分と明確化については、我々は、誤謬が見積りの変更であるかのように繕われることは望んでいないし、それらは明確に区別される必要がある。(IASB スタッフ)
- (9) 会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、当該変更は会計上の見積りの変更として取り扱うという規定があるが、その根拠は何か。会計上の見積りの変更と区別するのが困難とあって、過去情報を修正再表示しないように会計方針の変更が扱われるのは回避すべきであり、当該規定には不満である。
- (10) 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別は重要であり、これに関する改善に期待している。いくつかの明確化及びガイダンスについては支持するが、IASB はより多くの明確化及びガイダンスを提供すべきである。それにより、我々は、別個の公開草案が必要か、教育文書のようなものを公表するのかを決定できる。アジェンダ・ペーパーに記載された改訂だけから判断すると、公開草案を公表する必要はないと考える。

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

以 上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。